

小規模保育事業所・保育所・認定こども園 入所(園)のしおり

入所(園)申込 受付期間	令和8年10月9日(金)から 令和8年10月25日(日)まで	期限 厳守
結果発送	令和9年1月下旬予定	

【重要】令和9年度入園申し込みに関する大切なお知らせ

令和9年度の入園申し込みについては、期間によって申請方法が異なります。
以下の内容を御確認いただき、期限内のお手続きをお願いいたします。

■一斉申し込み期間：令和8年10月9日(金)～令和8年10月25日(日)

■一斉申し込み期間以外(上記期限を過ぎた場合)

- ・2次調整：令和8年10月26日(月)～令和9年1月8日(金)
- ・3次調整：令和9年1月9日(土)～令和9年2月10日(水)
- ・最終調整：令和9年2月11日(木)～令和9年3月10日(水)

2次調整(令和8年10月27日(火)午前10時以降)からは、電子申請にマイナアプリへのログインとマイナナンバーカードが必須となりますので、御注意ください。

※令和8年10月27日(火)午前10時まではマイナアプリへのログインとマイナナンバーカードが不要でお申し込みができます。



マイナポータル

入所(園)のお申込みは、
電子申請を御利用ください

私立認定こども園短時部の新規入園および転園を希望の方は、希望施設へ書面申請です。

申請を始める ▶



米原市

公式ウェブサイト

申込書類のデータは、
市公式ウェブサイトから

電子申請や書面申請に必要な申込書類が
ダウンロードできます。

小規模保育事業所
保育所
認定こども園長時部



認定こども園短時部 ▶



このしおりに記載している内容は令和8年10月時点の情報です。
今後、国等の動向により内容が変更になる場合がありますので、あらかじめ御了承ください。

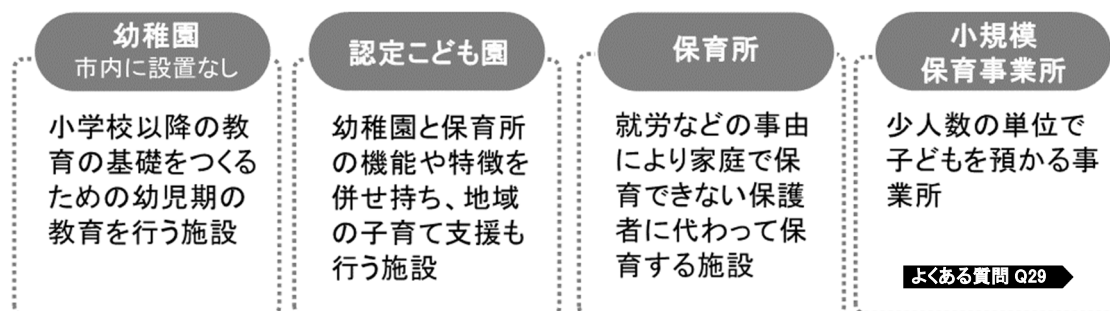
目次

1 施設の種類と特徴	1
2 入所（園）には、教育・保育給付認定を受ける必要があります	1
3 小規模保育事業所・保育所・認定こども園長時部の利用手続き	2
（1）利用申込みの対象となる子ども	2
（2）入所（園）の受付期間および手続き方法	2
（3）保育認定（2号認定・3号認定）の申請ができる方	3
（4）保育を利用できる時間（保育の必要量）	3
（5）利用申込みに必要な書類と配布場所	4
（6）利用申込みに当たっての留意事項	5
（7）利用調整	6
（8）延長保育	7
4 認定こども園短時部の利用手続き	8
（1）利用申込みの対象となる子ども	8
（2）入園の受付期間および手続き方法	8
（3）利用申込みに必要な書類と配布場所	9
（4）審査結果について	9
（5）幼稚園型一時預かり事業	9
5 施設の日	10
（1）一日のながれ	10
（2）通園方法	10
（3）給食・おやつ等の提供	11
6 保育料について	12
（1）0～2歳児クラスの階層区分別の保育料	12
（2）保育料の決定について	13
（3）保育料の納付方法および納付期限	13
7 未就園児への子育てサポート	13
（1）一般型一時預かり事業について	13
（2）乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）について	13
8 よくある質問	14
（1）小規模保育事業所・保育所・認定こども園長時部に関すること	14
（2）認定こども園短時部に関すること	19
9 米原市内の小規模保育事業所・保育所・認定こども園一覧表	21

1 施設の種類と特徴

就学前教育・保育施設は、施設ごとに特徴があります。

なお、幼稚園は、市内に設置されていません。



2 入所（園）には、教育・保育給付認定を受ける必要があります

幼稚園・認定こども園・保育所・小規模保育事業所（地域型保育事業）への入所（園）を希望する利用者は、「教育・保育給付認定」を受ける必要があります。

「教育・保育給付認定」は、子どもの年齢や教育・保育の必要性に応じて1号から3号までの認定区分があり、利用できる施設や預かり時間が異なります。



※1 市内に設置なし

3 小規模保育事業所・保育所・認定こども園長時部の利用手続き

ポイント

- 2号認定・3号認定を受けるために「保育を必要とする事由」が必要です。
- 1日の保育利用時間は、保育を必要とする事由と保護者の状況に応じて「保育標準時間」と「保育短時間」に区分されます。

(1) 利用申込みの対象となる子ども

施設の種類	対象となる子ども
小規模保育事業所	米原市に住民登録（注1）があり、保育を必要とする0歳から2歳までの子ども
保育所 認定こども園長時部	米原市に住民登録（注1）があり、保育を必要とする0歳から就学前の子ども

（注1）米原市に住民登録がない子ども、利用開始月の前月末までに転入予定で住所が確定している場合は、申込可能です。

よくある質問 Q1

(2) 入所（園）の受付期間および手続方法

施設種類	受付期間	手続方法・受付場所
市内 ● 小規模保育事業所 ● 保育所 ● 認定こども園長時部	受付期間 10月9日（金）から 10月25日（日）まで 受付時間 ・ 電子申請は、期間内であればいつでも申請可能。 ・ 書面申請は、平日9時～16時45分（市役所開庁時間）	手続方法 電子申請 ・ マイナポータル内のびったりサービスから申請してください。 ・ 詳細は、電子申請操作手順書を御確認ください。 その他 ・ 第1希望施設との事前面談を御案内する場合があります。施設申し込み前の施設見学をお薦めしています。 ・ インターネット環境がない等のやむを得ない事情がある場合は、書面申請も受け付けます。市役所窓口で事前に申し出ください。
市外 ● 保育所 ● 認定こども園長時部等 よくある質問 Q10	受付期間 事前に希望施設が所在する自治体に御確認ください。 受付時間 ・ 平日9時～16時45分（市役所開庁時間）	手続方法 書面申請 受付場所 こども保育課（米原市役所本庁舎2階）

（３）保育認定（２号認定・３号認定）の申請ができる方

保護者（注１）のいずれもが、次の事由で家庭で子どもの保育ができない場合は、保育認定の申請ができます。

（注１）両親または両親と別居している場合は、子どもを養育している者

保育を必要とする事由	
就労	保護者が１月当たり 48 時間（週 3 日かつ 1 日 4 時間）以上労働することを常態としている。
妊娠・出産	保護者が妊娠中であるか、または出産後間がない。（おおむね出産前 2 か月、出産後 12 か月以内） よくある質問 Q4～Q7
育児	3 歳児以上に限る。また、認定こども園短時部を利用することも可能。 よくある質問 Q7
疾病・障がい	保護者が病気、けがまたは心身に障がいがある。
介護等	保護者が、病気または心身に障がいがある同居（長期入院・入所を含む）の親族を長期にわたり、常時（週 3 日かつ 1 日 4 時間以上）介護・看護している。
災害復旧	震災、風水害、火災その他の災害の復旧にあたっている。
求職活動(内定含む)	保護者が求職活動（施設利用 3 か月限度）や起業準備である。 よくある質問 Q8
就学	保護者が就学（学校教育法に規定する学校、専修学校等）している。（週 3 日かつ 1 日 4 時間以上の履修が必要）
職業訓練	保護者が職業訓練（職業能力開発促進法に規定する施設において実施されるもの）を受けている。（週 3 日かつ 1 日 4 時間以上の実施が必要）

（４）保育を利用できる時間（保育の必要量）

保育を利用できる時間は、保育を必要とする事由と保護者の状況に応じて「保育標準時間」と「保育短時間」に分けて認定します。なお、保育標準時間の認定要件に該当する場合でも保育短時間を選択できます。**よくある質問 Q2**

保育の必要量	認定基準
保育標準時間 1日最大 11 時間のうち、必要となる保育時間	☐ 1 月当たり 120 時間以上（1 週間 30 時間以上）の就労や就学を常態とする場合（注 1） ☐ 母親が妊娠または出産後間がない場合（出産予定月の前 2 か月から出産月の後 6 か月まで） ☐ 介護、病気、けがまたは心身に障がいがある場合 など
保育短時間 1日最大 8 時間のうち、必要となる保育時間	☐ 1 月当たり 48 時間以上 120 時間未満の就労や就学を常態とする場合 ☐ 母親が出産後間がない場合（出産月の後 7 か月から 12 か月まで） ☐ 求職活動、育児休業を理由として保育を希望される場合

（注 1）就労時間が 120 時間未満の場合であっても、就労証明書の就労時間が各施設の定める保育短時間の預かり時間を超える（送迎が間に合わない）場合は、保育標準時間の認定が可能です。**よくある質問 Q3**

(5) 利用申込みに必要な書類と配布場所

利用申込みに必要な書類は、下表の「①申込書類」に加え、個々の事由に応じて「②保育を必要とする事由を証明書類」、「③その他の書類」を提出してください。

電子申請および書面申請に必要な申込書類は、配布場所から取得することができます。

提出書類			電子申請(注1)	書面申請
①申込書類	米原市施設型給付費等教育・保育給付認定申請書兼施設等利用申込書兼現況届書		☐ ぴったりサービスで入力(自動生成)	☐ 子ども1人につき1枚必要
	アレルギー調査票 よくある質問 Q33		☐ 新規、転所(園)申込者 ☐ 公立施設の3歳児クラスに進級する申込者 ※未出生の子は不要	
	発育状況確認シート		☐ 新規、転所(園)申込者のみ必要 ※未出生の子は不要	
	本人確認書類を撮影した画像データ		☐ 必要(注2)	☐ 不要
②保育を必要とする事由の証明書類【両親世帯は父母それぞれに必要】	就 労	会社員・パート等	就労証明書(就労先が9月1日以降に証明したもの)	☐ 2か所以上で就労の場合は、各就労先の就労証明書
		自営業	就労証明書(9月1日以降に証明したもの)+直近の確定申告書(第1表および第2表)	☐ 確定申告書の提出が困難な場合は、開業届、営業許可証、営業証明書等から1点。 ☐ 専従者は、これを証明する書類(確定申告書の専従者欄、青色事業専従者給与に関する届出書、専従者氏名が記載された源泉徴収票等の写し、勤務スケジュール等の自営業専従者であることがわかるもの)
		農業従事者	農業申立書	☐ 農業委員会等へ農業従事者であるか確認を行います。 ☐ 専従者は、これを証明する書類(確定申告書の専従者欄、青色事業専従者給与に関する届出書、専従者氏名が記載された源泉徴収票等の写し)
	妊娠・出産		出産予定証明書または母子健康手帳の写し	☐ 妊婦は、出産予定証明書または母子健康手帳の表紙と分娩予定日のページの写し ☐ 産婦は、母子健康手帳の出生証明書のページの写し
	病気・障がい		診断書(本人)または療育手帳、身体障害者手帳、要介護認定証等の写し	
	同居親族の看病		介護(その他)申立書	☐ 介護・看護が必要な方の診断書(市の様式)、療育手帳、身体障害者手帳、要介護認定証等 等の写しを添付。
	求職中・事業準備中		就労予定申立書	☐ 3か月以内に就労開始を証明できない場合、退所(園)となります。 ☐ 就労予定申立書の延長はできません。
	学生(就学)・職業訓練		カリキュラム(在籍証明書)	☐ 在学または職業訓練期間が記載された市様式で、通学先や職業訓練先が証明したもの

③ その他の書類	世帯の状況記入シート(追記用)	☐ 入力欄不足の場合に必要	☐ 記入欄不足の場合に必要
	通勤・通学経路時間申立書	☐ 通勤・通学時間上、保育標準時間(11時間保育)の利用が必要な方のみ提出	☐ 通勤・通学時間上、保育標準時間(11時間保育)の利用が必要な方のみ提出

(注1)記入した用紙を写真撮影したデータ(画像、PDF、Word、Excelのいずれか)を提出してください。Word、Excelは文字化けすることがあるため、なるべく画像、PDFでの提出をお願いします。

(注2)マイナンバーカード(表面のみ)、免許証、パスポート等官公署が発行した顔写真入りの身分証明書、もしくは各種健康保険証(資格確認証)+年金手帳等顔写真がない官公署等が発行した身分証明書2点。

配布場所

こども保育課、山東支所、市内小規模保育事業所
保育所・認定こども園市公式ウェブサイトからも
ダウンロードできます。



書面申請する場合は、配布書類
が異なるため、配布場所の職員
にその旨を伝えてください。

▲市公式ウェブサイト

(6) 利用申込みに当たっての留意事項

共通

- 利用調整は、希望施設のみを対象に行います。希望施設欄に記載がない施設については、空き枠がある場合でも利用調整を行いませんので御注意ください。**よくある質問 Q11**
- 利用期間は、保育を必要とする事由に基づいて判断しますので、希望に添えない場合があります。

変更・辞退

- 申込み後に利用を辞退される場合や、申込みの内容(家庭状況、住所、勤務先、勤務時間等)に変更があった場合は、速やかにこども保育課へ変更申請書等を提出してください。また、申請後の自己都合による希望施設の変更は一切受け付けません。
- 申込み後に利用希望月を変更される場合は、一旦申込みを取り下げ、再度申請してください。

妊娠、出産、育休

- 育児休業明けや出産等の事由により年度途中から利用希望の方も、必ず受付期間中に申込みをしてください。令和10年4月職場復帰で、前月の3月からならし保育を希望される方も、必ず受付期間中に申込みをしてください。**よくある質問 Q14**
- 申請時に「希望する保育所等を利用できない場合は、育児休業の延長をすることが出来るか。」に対して「はい」を選択した場合、入所調整の際の点数が大きく減点(△20点)となり、希望施設に入所(園)できる可能性が低くなります。(令和9年度中に利用希望の場合は、必ず「いいえ」を選択してください。)

受付期間終了後の申込み

- 受付期間終了後の申込みは、受付期間中の申込者の利用調整後に利用調整を行いますので、希望に添えない場合があります。必ず受付期間中に申込みをしてください。

その他

- 申請書等に事実と相違があるときは、利用決定を取消す場合があります。
- 書類に不備があるときは、利用調整の優先度が低くなります。



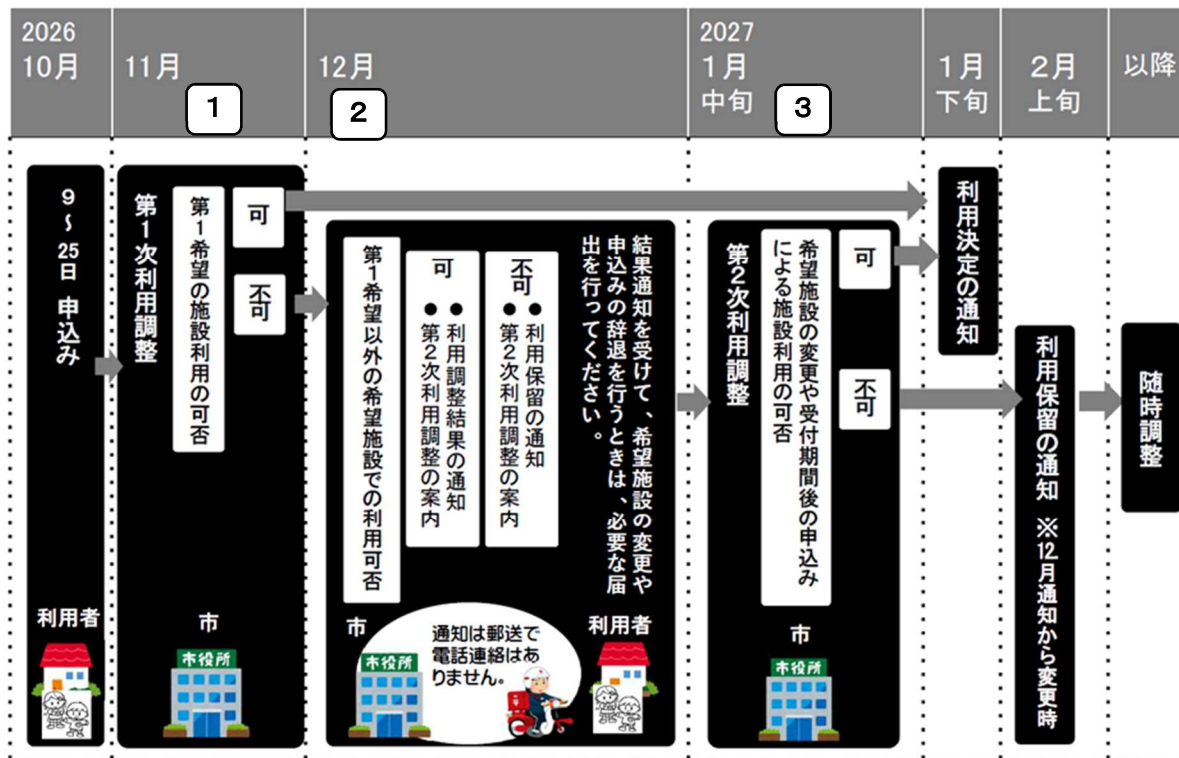


保育の利用に当たって

- 土曜日に保護者の仕事が休み等の場合は、家庭での保育をお願いします。
- 休所(園)日は、日曜日、国民の祝日、年末年始(12月29日～1月3日)です。(注1)
- 災害時や感染症の集団感染発症時期には、家庭保育をお願いする場合があります。

(注1) 休所(園)日は、施設によって異なる場合があります。

(7) 利用調整



1

受付期間中に申込みされた場合の利用調整

受付期間中に申請された内容をもとに内容を審査(注1)します。

各施設の定員を超えた利用希望があった場合は、市が定める基準表に基づき、在園児童も含めた利用調整を行います。利用調整の結果、希望される施設を利用できない場合や、待機していただく場合がありますので、御承知おきください。

よくある質問 Q12

(注1) 受付期間終了後に、就職が決まったことなどによる審査内容の変更は行いません。

2

受付期間中に申込みされた場合の利用調整の結果通知

利用調整の結果については、年度当初の施設利用に関する申請が一定期間に集中し、審査に時間を要することから、次のとおり通知します。

第1希望の施設が利用可能な場合	令和9年1月下旬頃に通知
第1希望以外の施設が利用可能な場合または待機いただく場合	令和8年12月頃に通知

3

受付期間終了後に利用申込み書類を提出された場合

定員に余裕がある場合に限り、利用調整を行います。ただし、施設や年齢によって受入れ状況が異なりますので、希望に添えない場合や利用できない場合があります。



保育士等の子どもの利用調整上の優先 —市内施設での勤務を御検討ください—

全国的な保育士不足の中、県下では保育人材の確保により、待機児童を解消することを目的として、保育士等の子どもの優先入所の取扱いを実施しています。県内の保育施設等で勤務する保育士等の子どもについて、月 48 時間（週 3 日かつ 1 日 4 時間）以上就労すること等を条件に、優先的に利用調整を行っているため、保育士（保育教諭）・幼稚園教諭の方が勤務しやすい環境となっています。

市内の募集情報は、私立施設は各園、公立施設はこども保育課までお問合せください。

（８）延長保育

保護者の就労等の事情により、延長保育を利用することができます。

	公立認定こども園長時部	小規模保育事業所 私立保育所 私立認定こども園長時部
利用方法	- 施設の利用決定後、各施設から事前登録について御案内します。 - 登録希望者には、状況確認等のため施設からヒアリングし、実施の決定を行います。	別冊「米原市小規模保育事業所・保育所・認定こども園の案内」を参照の上、各施設に御相談ください。
利用時間	短時間：早朝 7:00～8:30／夕方 16:30～19:00 標準時間：早朝 7:00～7:30／夕方 18:30～19:00	
利用料金	1 回（時間帯）につき 100 円 1 か月当たりの上限なし よくある質問 Q17	

（例）公立認定こども園長時部の延長保育

7:00	7:30	8:30	保育短時間認定		16:30	18:30	19:00
早朝延長 100円		延長保育 100円		保育時間(最大8時間)		延長保育 100円	
登園		利用料金200円／日				お迎え	
登園		利用料金400円／日					お迎え
7:00	7:30	保育標準時間認定				18:30	19:00
早朝延長 100円		保育時間(最大11時間)				夕方延長 100円	
登園		利用料金100円／日				お迎え	
登園		利用料金200円／日					お迎え

4 認定こども園短時部の利用手続き

1号認定
3～5歳



幼稚園
市内に設置なし

認定こども園短時部

ポイント

- 在園中の方で、継続利用を希望する場合は利用手続きの必要はありません。
- 新規・転園を希望する場合は、利用手続きを行ってください。

(1) 利用申込みの対象となる子ども

在園中の方で、短時部の継続利用を希望される場合は、手続きの必要はありません。

施設の種類	対象となる子ども
私立認定こども園短時部	米原市に住民登録（注1）があり、施設利用を希望する満3歳（注2）から5歳までの子ども。
公立認定こども園短時部	米原市に住民登録（注1）があり、施設利用を希望する3歳到達後の最初の4月から5歳までの子ども

（注1）住民登録がない方は、住民登録地の市町村に確認の上、申込みください。

（注2）満3歳での利用については、施設によって異なる場合があります。

(2) 入園の受付期間および手続方法

施設種類	受付期間・時間	手続方法・受付場所
市内の 私立認定こども園短時部	受付期間 10月9日（金）から 10月25日（日）まで 受付時間 ・ 各施設の開園時間内 ・ 施設に申込みの事前予約をお願いします。	手続方法 書面申請 受付場所 第1希望施設 その他 ・ 第1希望施設との事前面談を御案内する場合があります。
市内の 公立認定こども園短時部	受付期間 10月9日（金）から 10月25日（日）まで 受付時間 ・ 電子申請は、期間内であればいつでも申請可能。 ・ 書面申請は、平日9時～16時45分（市役所開庁時間）	手続方法・受付場所 電子申請 ・ マイナポータル内のぴたりサービスから申請します。 ・ 申請完了後に申請書等のPDFデータが作成されるので保管してください。 ・ 詳細は、電子申請操作手順書を確認ください。 その他 ・ 第1希望施設との事前面談を御案内する場合があります。 ・ インターネット環境がない等のやむを得ない事情がある場合は、書面申請も受け付けます。市役所窓口で事前に申し出ください。

(3) 利用申込みに必要な書類と配布場所

利用申込みに必要な書類は、下表の①申込書類です。

電子申請および書面申請に必要な申込書類は、配布場所から取得することができます。

種類	提出書類	書面申請	電子申請(注1)
① 申込 書類	米原市施設型給付費等教育・保育給付認定申請書兼施設等利用申込書兼現況届書	☐ 子ども1人につき1枚必要	☐ びったりサービスで入力(自動生成)
	アレルギー調査票	☐ 新規、転園申込者のみ必要	
	発育状況確認シート	☐ 新規、転園申込者のみ必要	
	本人確認書類を撮影した画像データ	☐ 不要	☐ 必要(注2)

(注1) 記入した用紙を写真撮影したデータ(画像、PDF、Word、Excel のいずれか)を提出してください。

Word、Excel は文字化けすることがあるため、なるべく画像、PDF での提出をお願いします。

(注2) マイナンバーカード(表面のみ)、免許証、パスポート等官公署が発行した顔写真入りの身分証明書、もしくは各種健康保険証(資格確認証)+年金手帳等顔写真がない官公署等が発行した身分証明書
2点

配布場所

こども保育課、山東支所、市内保育所・認定こども園
市公式ウェブサイトからもダウンロードできます。



書面申請する場合は、配布書類
が異なるため、配布場所の職員
にその旨を伝えてください。

▲市公式ウェブサイト

(4) 審査結果について

審査結果は、年度当初の施設利用に関する申請が一定期間に集中し、審査に時間を要することから、令和9年1月下旬にお知らせする予定です。

(5) 幼稚園型一時預かり事業

幼稚園型一時預かり事業は、認定こども園短時部に在籍する子どもを通常保育(教育時間)時間外に預かる制度です。

よくある質問 Q32

	私立認定こども園短時部	公立認定こども園短時部
利用時間	別冊「米原市小規模保育事業所・保育所・認定こども園の案内」を参照の上、各施設に御相談ください。	平日 教育時間後～16:30 長期休業期間中 8:30～16:30
利用料金	450 円/日 (利用回数上限 5 回/月)	
その他	保育の必要性の認定基準を満たす場合は、利用料金が無償となり、5 日/月の上限を超えて利用が可能です。	

5 施設の日

(1) 一日のながれ

公立認定こども園に入園した場合のある1日の生活の様子です。 **よくある質問 Q30**

教育・保育給付認定内容や施設により、利用する時間帯や保育の内容は異なります。

時間	0～2歳	3～5歳（長時部）	3～5歳（短時部）
7:00	登園（随時） 早朝延長保育	登園（随時） 早朝延長保育	
8:30	各クラスへ移動	各クラスへ移動	登園
9:00	出欠の確認など 先生や友達との遊び	出欠の確認など 先生や友達との遊び	出欠の確認など 先生や友達との遊び
10:00	おやつ 先生や友達と遊ぶ	やりたい遊びや集団遊び ※つどい含む	やりたい遊びや集団遊び ※つどい含む
11:00	給食		
11:30	お昼寝	給食 ゆったりとした活動	給食 ゆったりとした活動
14:00			降園／一時預かり保育開始
15:00	おやつ 帰りの準備	おやつ やりたい遊び	おやつ やりたい遊び
16:30	長時間保育・夕方延長保育	長時間保育・夕方延長保育	一時預かり保育終了／降園
19:00	降園（随時）	降園（随時）	

(2) 通園方法

通園には、個人送迎のほか、施設によっては通園バス（有料）が利用できます。

施設の種類	小規模 保育 事業所	保育所				認定こども園												
施設名	顔戸ハイジ保育園	米原保育園	きらめき園 米原保育園分園	大原保育園	柏原こども園		チャイルドハウス近江		長岡学園		まいばら認定こども園		いぶき認定こども園		かなん認定こども園		おうみ認定こども園	
長時部・短時部の別					長	短	長	短	長	短	長	短	長	短	長	短	長	短
個人送迎	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
通園バス（有料）	—	—	—	—	—	—	—	—	●	●	—	—	● 注 1,2	●	● 注 1,2	● 注 2	● 注 1,2	● 注 2

（注1）朝のみ利用できます。

（注2）3歳児は、5月以降に利用できます。

（注1）朝のみ利用できます。

（注2）3歳児は5月以降に利用できます。

(3) 給食・おやつ等の提供

年齢と認定区分		給食の提供	おやつ提供	料金	
				支払方法	副食費(おかず・おやつ代等)の免除(注1)
3～5歳児	1号認定 教育認定	あり	なし	施設の規定額を施設に支払う	世帯の所得区分により免除あり(注2)
	2号認定 保育認定	あり	あり 1日1回 (午後)	施設の規定額を施設に支払う	世帯の所得区分により免除あり(注3)
0～2歳児	3号認定 保育認定	あり	あり 1日2回 (午前・午後)	保育料に含む	免除なし

(注1) 免除基準となる市民税額は、4月～8月分は令和8年度(令和7年分所得)の税額で、9月～翌年3月分は令和9年度(令和8年分所得)の税額で判定します。免除対象者には入園月の中旬にお知らせします。

(注2) 免除対象者は、①市民税所得割課税額 77,100 円以下の世帯、②市民税所得割課税額 77,101 円以上 97,000 円未満の世帯で第3子以降の子ども、③世帯の所得区分に関わらず小学校3年生以下の子どものうち第3子以降の子どもです。

(注3) 免除対象者は、①市民税所得割課税額 57,700 円未満の世帯(ひとり親世帯等は市民税所得割課税額 77,100 円以下の世帯)、②市民税所得割課税額 57,700 円以上 97,000 円未満の世帯(ひとり親世帯等は市民税所得割課税額 77,101 円以上 97,000 円未満の世帯)で、第3子以降の子ども、③世帯の所得区分に関わらず、保育所および認定こども園を同時利用する子どものうち第3子以降の子どもです。



6 保育料について

3～5歳児クラスの子どもと0～2歳児クラスの市民税非課税世帯の子どもの保育料は、無料です。0～2歳児クラスの市民税課税世帯の子どもは、所得等に応じ保育料が必要です。

よくある質問 Q16

よくある質問 Q31

(1) 0～2歳児クラスの階層区分別の保育料

保育料は、利用開始月の中旬頃に決定します。

よくある質問 Q18～Q23

国や県の動向等により、保育料が変更される場合がありますので、ご了承ください。

【参考資料】令和8年度保育料月額負担（令和8年10月時点）

階層区分			0～2歳児クラス 保育標準時間		0～2歳児クラス 保育短時間		
			第1子	第2子 以降	第1子	第2子 以降	
A	生活保護世帯		0	0	0	0	
B	市民税非課税世帯	ひとり親世帯等	0	0	0	0	
		上記以外の世帯	0	0	0	0	
C	市民税所得割非課税世帯	ひとり親世帯等	3,600	0	3,500	0	
		上記以外の世帯	9,300	0	9,100	0	
D1	市民税所得割課税世帯	48,600円未満	ひとり親世帯等	3,900	0	3,800	
		上記以外の世帯	15,100	0	14,800	0	
D2-1		48,600円～57,699円	ひとり親世帯等	4,200	0	4,100	0
			上記以外の世帯	19,200	9,600	18,900	9,450
D2-2		57,700円～72,799円	ひとり親世帯等	4,200	0	4,100	0
			上記以外の世帯	19,200	11,700	18,900	11,400
D3-1		72,800円～77,100円	ひとり親世帯等	5,000	0	4,900	0
			上記以外の世帯	22,700	11,800	22,300	11,400
D3-2		77,101円～96,999円		22,700	11,800	22,300	11,400
D4		97,000円～120,999円		27,700	11,900	27,200	11,400
D5		121,000円～144,999円		32,200	11,900	31,700	11,400
D6		145,000円～168,999円		36,200	12,000	35,600	11,400
D7		169,000円～234,999円		44,200	12,200	43,400	11,400
D8		235,000円～300,999円		48,200	12,200	47,400	11,400
D9		301,000円～396,999円		51,200	12,300	50,300	11,400
D10		397,000円以上		65,700	12,500	64,600	11,400

※保育料は、保護者の市民税の所得割課税額の合計により決定します。ただし、保護者の合計収入が103万円を超えない場合は、同居の祖父母等の所得割課税額を合算した額により決定します。

※階層区分の基礎となる課税額は、配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄付金税額控除、外国税額控除、配当割額控除、株式等譲渡所得割額控除の適用はありませんので、その控除前の税額で算定します。

※ひとり親世帯等とは、ひとり親や在宅障がい児（者）のいる世帯です。

※階層区分CからD3-2は第1子・第2子の年齢を問わず第3子以降0円（無料）、D4からD10は在園児のうち第3子以降0円（無料）になります。

※18歳未満の子のうち第2子以降の保育料を申請により次のとおり軽減します。（対象者には市から申請案内を行います。）

・階層区分CからD1（ひとり親世帯等はCからD3-1）⇒全額免除（無料）です。

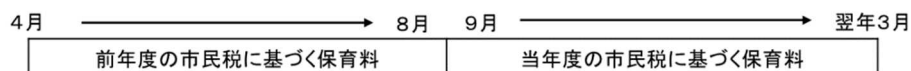
・階層区分D2-2からD10（ひとり親世帯等はD3-2からD10）⇒【保育短時間】11,400円に軽減します。

【保育標準時間】該当階層の保育標準時間と保育短時間の保育料の差額を11,400円に加算した額に軽減します。

※給食費（主食費・副食費）が含まれています。

(2) 保育料の決定について

令和9年度保育料については、4～8月分を令和8年度(令和7年分所得)の市民税額に、9～翌3月分までの保育料を令和9年度(令和8年分所得)の市民税額に基づき算定します。



(3) 保育料の納付方法および納付期限 よくある質問 Q24～Q25

保育料は、指定金融機関からの口座振替により納付していただきます。ただし、小規模保育事業所および私立認定こども園は、園による直接徴収となるため、園が定める納付方法によります。

納付期限までに保育料を完納されない場合は、納付期限の翌日から納付される日までの日数に応じ延滞金を徴収します。督促状が出ている場合は、手数料100円を徴収します。

	小規模 保育事業所	私立保育所	私立 認定こども園	公立 認定こども園
納付方法	施設が定める 納付方法	口座振替	施設が定める 納付方法	口座振替
納付期限 (口座振替日)	施設が定める 納付期限	毎月末日 (注1)	施設が定める 納付期限	毎月末日 (注1)

(注1) 末日が金融機関の休業日の場合は、翌営業日になります。

7 未就園児への子育てサポート

(1) 一般型一時預かり事業について

未就園の方で、一時的に家庭内で保育できない場合に保育所等で預かる制度です。別冊「米原市小規模保育事業所・保育所・認定こども園の案内」を参照の上、詳細は、各施設にお問合せください。

	0～2歳	3～5歳
利用料金 (注1)	1日(4時間超) 3,000円 半日(4時間以下) 1,500円	1日(4時間超) 1,000円 半日(4時間以下) 500円

(注1) 利用料金が一定額まで無償になる場合があります。

(2) 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)について

利用時間	月10時間まで(1時間単位の利用)
利用料金	300円/時間

未就園の方で、保護者の就労要件等を問わず保育所等で預かる制度です。別冊「米原市小規模保育事業所・保育所・認定こども園の案内」を参照の上、詳細は、各施設にお問合せください。

8 よくある質問

(1) 小規模保育事業所・保育所・認定こども園長時部に関すること

① 新年度募集について

Q 1 米原市内に転入予定ですが、利用申込みはできますか。

A 1 利用月の前月末までに転入予定（住民登録が必要）で、住所が確定していれば申込みできます。

利用月の前月末までに転入予定（住民登録が必要）で、転入先住所もあらかじめ確定している場合に限り、新年度の利用申込みを受け付けます。米原市の申込み手順により手続きをしてください。

転入時期、転入先が未定の方は、米原市の受付期間内に現住所地の市町村へ利用申込みを行ってください（広域利用の手続き）。

令和8年度もしくは、令和9年度中に転入が確定している市外在住の利用希望者については、市内在住者と同基準で利用調整を行います。

Q 2 保育標準時間（11 時間）と保育短時間（8 時間）を選択できますか。

A 2 米原市施設型給付費等教育・保育給付認定申請書兼施設等利用申込書兼現況届書の「利用希望時間」欄にて、希望する項目にチェックしてください。

就労等により1か月120時間以上（1週間30時間以上）を常態としている場合等は、保育標準時間（11時間）、就労等により1か月120時間未満を常態としている場合等は、保育短時間（8時間）の施設利用が可能などの認定要件が異なりますので、就労証明書等の内容によっては、希望に添えない場合があります。

Q 3 1か月の就労時間が120時間未満ですが、勤務時間の都合上、保育短時間（8時間）の送迎時間に間に合わないのに、保育標準時間（11時間）を利用できますか。

A 3 保育短時間での送迎が困難であることが確認できる場合に限り、保育標準時間を利用することが可能です。

就労証明書等の勤務時間や通勤・通学経路時間申立書（注1）から、保育短時間での送迎が困難であることが確認できる場合に限り、保育標準時間を利用することが可能です。ただし、施設と相談の上、就労状況に合わせた時間で送迎をお願いします。なお、通勤・通学時間は利用調整の指数には反映されませんので御了承ください。

（注1）「通勤・通学経路時間申立書」は、通勤時間を勤務時間に加算して月の勤務時間が父母それぞれ120時間以上であることを申し立てする書類です。

Q 4 出産予定の子どもの利用申込みはできますか。

A 4 出産前でも申込みは可能です。

申請の際の児童氏名は「苗字＋出産前」、生年月日は「出産予定日」で入力してください。また、通常必要となる申込み書類と併せて母子健康手帳等出産予定日のわかる書類を提出

してください。ただし、利用可能月齢は各施設によって異なります。

Q 5 母が出産予定ですが、上の子の利用申込みはできますか。

A 5 出産のために家庭で保育ができない場合は、申込みできます。

妊娠・出産で施設を利用する場合の利用期間は、産前2か月から産後12か月までです。

Q 6 育休中でも利用申込みできますか。

A 6 原則、職場復帰の1月前からの利用が可能です。

令和9年度中に育児休業を終えて職場復帰予定の方もしくは令和10年4月職場復帰でならし保育（3月）を希望される方は、原則、職場復帰の1月前からの利用が可能です。

出産前で、育休復帰時期を就労証明書で証明できない場合は、申込み時点では「育児休業復帰に関する誓約書」を提出してください。

Q 7 利用希望の子どもが3歳以上で、下のきょうだいのために育休取得をしていますが、利用申込みできますか。

A 7 利用が可能です。

利用希望の子どもが令和9年4月1日現在で3歳以上の場合は、育休中でも保育所・認定こども園長時部（保育短時間）の利用が可能です。なお、認定こども園短時部を利用することも可能です。

Q 8 求職中でも利用申込みできますか。

A 8 申込みは可能です。

就労開始後、速やかに就労証明書を提出してください。ただし、利用開始後、おおむね3か月以内に就労することが条件となりますので御留意ください（最長3か月が求職中による施設利用の限度期間です。）。

3か月以内に就労開始を証明できない場合、0～2歳の子どもは退所（園）となりますが、3～5歳の子どもは1号認定により、認定こども園短時部を利用することができます。

Q 9 「小規模保育事業所・保育所・認定こども園長時部」と「認定こども園短時部」のどちらに入所（園）するか迷っていますが、両施設への利用申込みはできますか。

A 9 併願することは可能です。

ただし、「小規模保育事業所・保育所・認定こども園長時部」の利用を希望される場合は、保育の必要性の認定基準を満たす必要があります。

Q 10 米原市外の保育所・認定こども園長時部を利用申込みすることはできますか。

A 10 申込みは可能です。

米原市が定める様式により、書面にて利用申込みをしてください（市町村により追加で書

類が必要な場合があります。)

ただし、利用調整は、保育所・認定こども園長時部が所在する市町村が行いますので、市町村の事情により利用できない場合があります。また、申込みの受付期間についても市町村によって異なりますので、事前に希望施設が所在する自治体へ確認をお願いします。

Q11 1施設だけを利用希望した場合は、利用調整が優先されますか。

A11 第1希望のみの申込みによる優先的な取扱いは、一切行いません。

希望施設のみで利用調整を行いますので、できる限り希望施設を選んでください。市内の他の施設で空き枠がある状況でも、希望施設に含まれない場合は、利用調整を行いませんので御留意ください。

Q12 入園の申込みをしましたが、どのように調整するのですか。

A12 市が定める基準表に基づいて利用調整を行います。

申込者数が、施設の定員を超える場合には、市が定める基準表に基づいて指数を算出し、在園児童も含めて利用調整を行います。

基準表は、市公式ウェブサイトから御確認ください➡



Q13 利用決定後に利用開始月の変更を行う場合、手続きはどうすればいいですか。

A13 再調整を行いますので、申込書類を再度提出してください。

利用決定後に利用開始月の変更を行う場合は、受付期間終了後の申込みとして再調整を行いますので、申込み書類を再度提出してください。再調整により利用希望月の変更ができない場合もありますので御注意ください。

Q14 ならし保育はいつからですか。また、期間はどの程度ですか。

A14 期間や内容は、お子さんの年齢や受入施設によって異なります。

ならし保育は1～2週間程度が多いですが、期間や内容は、お子さんの年齢や受入施設によって異なりますので、事前に希望施設に確認してください。

また、利用期間の開始日以前にならし保育を行うことはできませんので、ならし保育の期間も踏まえて利用希望期間を検討してください。

Q15 現在、「A保育所」に在園中ですが、第一希望園を「B保育所」、第二希望を「A保育所」で申請した場合、第二希望のA保育所の調整時に、「在園児加点」はつきますか。

A15 いいえ、つきません。

転園申請になるため、現在通っている園(A保育所)を第二希望以降の希望園として記載した場合、利用調整における加点の対象とはなりません。

転園申請は、現在の園を退所することを前提とした「新規申し込み」と同様の指数計算で

判定します。

②保育料について

Q16 保育料はどうなりますか。

A16 3歳児以上クラスの保育料と、0～2歳児クラスの市民税非課税世帯の保育料は、無料です。

令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化により、3歳児以上クラスの保育料と、0～2歳児クラスの市民税非課税世帯の保育料は、無料です。

ただし、施設により決められている実費徴収費（給食代、制服の購入費、保護者会費等）については、無償化の対象外となりますので御注意ください。

なお、給食代のうち副食費（おかず・おやつ代等）については世帯の所得により、免除となる場合があります。詳しくはP11を御覧ください。

Q17 延長保育料も幼児教育・保育の無償化の対象ですか。

A17 無償化の対象外です。

通常保育の時間（保育短時間：8時間保育、保育標準時間：11時間保育）を超える時間の保育には、延長保育料が発生します。

Q18 保育料はどのように算定するのですか。

A18 保護者（原則として父母）の市民税額に基づき算定します。

Q19 入園前に保育料の金額を教えてください。

A19 保護者の身分証明書（顔写真付き）を持参の上、こども保育課までお越しください。

事前に保育料を把握する必要がある（申込を検討している場合も含む）場合は、保護者の身分証明書（顔写真付き）を持参の上、こども保育課までお越しください。お電話では、個別の保育料階層等をお伝えする事はできません。なお、転入時期によっては課税額がわからない場合もありますので、事前に御相談ください。

Q20 欠席した場合、保育料は日割計算になりますか。

A20 日割計算になりません。

欠席については、日数にかかわらず保育料をお返しすることはできません。

Q21 ひとり親家庭の保育料は、減額されますか。

A21 保護者の市民税額により、両親世帯と比較して減額になる場合があります。

Q22 公立施設と私立施設または市外の施設で保育料は違いますか。

A22 保育料に違いはありません。

市民（米原市に住民登録している方）が米原市内の公立施設・私立施設または市外の施設を利用される場合、保育料に違いはありません。ただし、施設によって保育時間（開設時間）や実費徴収費が異なります。

Q23 市独自による「第2子以降保育料軽減事業」とは、どのような内容ですか。

A23 18歳未満のきょうだいのうち、第2子以降の子どもについて保育料を軽減します。

米原市では社会全体で子育て支援することを目的として、18歳未満のきょうだいのうち、第2子以降の子どもについて、市独自の保育料軽減措置を実施しています。

保護者からの申請に基づき、市独自で全額免除（無料）または実費相当額のみ負担まで軽減します。国、県による「多子世帯における保育料負担軽減事業」と比較してより有利になる制度を用いて保育料を決定します。

Q24 保育料の口座振替日に残高不足で引落しができなかった場合は、どうなりますか。

A24 市内公立認定こども園長時部および私立保育所の保育料については、翌月に納付書をお届けします。

市内公立認定こども園長時部および私立保育所の保育料が口座振替できなかった場合は、翌月に納付書を送付しますので米原市役所各窓口、お近くの金融機関の窓口やコンビニエンスストア等で納めてください。

私立認定こども園および小規模保育事業所は、各施設で保育料を徴収されているため、各施設までお問合せください。

Q25 保育料の口座振替先を変更したいのですが、どうしたら良いのですか。

A25 口座振替依頼書を提出してください。

口座振替依頼書（市役所窓口、こども保育課、市内保育所・公立認定こども園、指定金融機関に設置）に必要事項を記入し、設置場所へ提出してください。なお、私立認定こども園および小規模保育事業所は、各施設で保育料を徴収されているため、直接お問合せください。

③その他

Q26 受付期間終了後の利用申込みは可能ですか。

A26 随時利用申込みを受け付けています。

利用申込みは、随時受け付けています。利用希望月の前月10日までにお申込みください。ただし、保育を必要とする状況、希望先の施設の空き状況（職員の配置状況等）によりしますので、希望に添えない場合があります。

市内小規模保育事業所・保育所・認定こども園は、原則として月単位での施設利用となりますので、利用日は月初、退所（園）日は月末が基本です。月の途中で保育が必要になった

場合は、一時預かり保育サービスを利用してください。

Q27 仕事を辞めた場合、すぐに退所（園）しなければならないのでしょうか。

A27 再度仕事に就く予定であれば「就労予定申立書」を提出してください。

施設を利用している子どもの保護者が仕事を辞められた場合、再度仕事に就く予定であれば「就労予定申立書」を提出してください。

おおむね3か月以内に就職することを条件に、継続利用が可能です（最長3か月が求職中による施設利用の限度期間です。）。また、Q8も参照してください。

Q28 勤務先や就労形態、就労時間等が変わった場合は、どうすればよいのですか。

A28 変更申請書等を提出してください。

就労状況に変更があった場合は、速やかにこども保育課へ変更申請書等を提出してください。なお、1月において48時間（週3日かつ1日4時間）以上労働することを常態としていない場合は、保育認定ができませんので御注意ください。

Q29 小規模保育事業所は保育所とどう違うのですか。

A29 小規模保育事業所は、小規模で保育を行う施設です。

小規模保育事業所は、児童福祉法に基づく市の認可事業で、施設の運営等に関する基準は認可保育所に準じ、定員19人以下で小規模で保育を行う施設です。

保育料は、保育所・認定こども園と同様に、保護者等の市民税額に基づき算定された金額を御負担いただくことになります。

Q30 入園後、子どもたちはどのように1日を過ごしますか。

A30 入園決定後に、各施設より保育内容等の説明が実施されます。

入園決定後に、各施設より保育内容等の説明が実施されます。利用される施設により異なりますが、参考資料として公立認定こども園のある1日をP.10に掲載しています。

Q31 申請する児童が離乳食を始めたばかりなのですが、アレルギー調査票はどのように記載すればいいのでしょうか。

A31 食物アレルギー調査票内の（1）の「離乳食を始めていない」に丸を付けてください。

（2）認定こども園短時部に関すること

Q32 認定こども園短時部の保育料はどうなりますか。

A32 幼児教育・保育の無償化により保育料は無料となります。

ただし、施設により決められている実費徴収費（給食代、制服の購入費、保護者会費等）

については無償化の対象外となります。給食代のうち副食費（おかず・おやつ代等）については世帯の所得により免除される場合があります。詳しくはP12を御覧ください。

Q33 1号認定で認定こども園を利用する場合で、普段就労しているため夏季休業期間中のみ2号認定に変更することはできますか。

A33 夏季休業期間中のみ2号認定への変更は認めていません。

原則、就労時間等の家庭の事情が特別に変わらない限り、夏季休業期間中のみ2号認定への変更は認めていません。

認定こども園では、1号認定の子どもで保育を必要とする場合において、長期休業期間中にお子さんをお預かりする幼稚園型一時預かり事業を実施している場合があります。夏季休業期間中のみ保育を希望される場合は、幼稚園型一時預かりの利用を検討ください。詳しくはP9を御覧ください。

9 米原市内の小規模保育事業所・保育所・認定こども園一覧表

利用定員は令和8年10月時点での予定人数のため、確定ではありません。

施設区分		施設名		所在地・連絡先等	利用定員(人)
育事業所	小規模保	合同会社 ハイジ 顔戸ハイジ保育園		顔戸 498 番地 1 電話 050-8883-0908 080-4824-0908 FAX 52-5221	12
	私	社会福祉法人 大樹会 米原保育園		米原 667 番地 2 電話 52-2477 FAX 52-3118	80
保育所	私	社会福祉法人 大樹会 米原保育園分園きらめき園		朝妻筑摩 2483 番地 電話 52-8826 FAX 52-6850	30
	私	社会福祉法人 大原福祉会 大原保育園		朝日 199 番地 1 電話 55-2060 FAX 55-2331	90
	私	社会福祉法人 柏葉会 柏原こども園		長時部 柏原 2293 番地 1 短時部 電話 57-0077 FAX 57-0102	45 15
認定こども園	私	社会福祉法人 湖北報恩会 長岡学園	長時部	長岡 1167 番地 4	100
			短時部	電話 55-0061 FAX 55-8222	15
	私	社会福祉法人 石龍会 認定こども園 チャイルドハウス近江	長時部	宇賀野 290 番地	80
			短時部	電話 52-1067 FAX 52-1430	10
	公	米原市立 いぶき認定こども園	長時部	春照 1950 番地	135
			短時部	電話 58-2001 FAX 58-2003	45
	公	米原市立 まいばら認定こども園	長時部	下多良 146 番地 1	215
			短時部	電話 52-3362 FAX 52-5131	60
	公	米原市立 かなん認定こども園	長時部	三吉 343 番地	75
			短時部	電話 54-1200 FAX 54-2288	15
	公	米原市立 おうみ認定こども園	長時部	顔戸 199 番地 1	335
			短時部	幼児棟 電話 52-5560 FAX 52-5561 乳児棟 電話 52-5585 FAX 52-5586	60

米原市LINE公式アカウントを
開設しています。



友だち登録はこちら➡

お問合せ先 米原市役所こども政策部こども保育課
〒521-8501 米原市米原1016番地
電 話 0749-53-5133
E-mail hoiku@city.maibara.lg.jp